

令和 5 年度

ふじみ野市財政の健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

ふじみ野市監査委員

令和 5 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 条）第 3 条第 1 項に基づく審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼に置き検証を行った。

4 審査の主な実施内容

「ふじみ野市監査委員監査基準」に準拠し、各比率及びその算定となる資料との照合等のほか、関係職員から内容を聴取し、慎重に審査を実施した。

5 審査の場所

監査委員室、本庁舎 A 301 会議室

6 審査の期間

令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 7 月 26 日まで

7 審査の結果

審査に付された次頁の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され正確であると認められた。

記

健全化判断比率

(単位：％)

	区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化 基準
1	実 質 赤 字 比 率	－	－	1 2 . 1 2
2	連結実質赤字比率	－	－	1 7 . 1 2
3	実 質 公 債 費 比 率	2 . 8	2 . 2	2 5 . 0
4	将 来 負 担 比 率	－	－	3 5 0 . 0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」と表示する。
- 2 将来負担比率は、算定されないため「－」と表示する。
- 3 早期健全化基準の数値は、ふじみ野市の基準数値である。

令和５年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率審査意見

１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項に基づく審査

２ 審査の対象

各公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３ 審査の着眼点

審査に当たっては、市長から審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼に置き検証を行った。

４ 審査の主な実施内容

「ふじみ野市監査委員監査基準」に準拠し、各公営企業の資金不足比率及びその算定となる資料との照合等のほか、関係職員から内容を聴取し、慎重に審査を実施した。

５ 審査の場所

監査委員室、本庁舎Ａ３０１会議室

６ 審査の期間

令和６年７月２２日から令和６年７月２６日まで

７ 審査の結果

審査に付された下記の各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され正確であると認められた。

記

（単位：％）

	公営企業の区分	令和５年度 資金不足比率	令和４年度 資金不足比率	経営健全化 基準
１	水道事業会計	－	－	２０．０
２	下水道事業会計	－	－	

（注）資金不足比率は、算定されないため「－」と表示する。